

# 島根県報

第一、四四二号  
平成十五年二月七日  
(金曜日)

## 告 示

### 目 次

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定(二件)	(長寿社会課)	一
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( )	二
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	( )	二
土地改良区の役員就任及び退任(二件)	(農村整備課)	二
換地計画書の縦覧(二件)	( )	四
土地改良事業計画書の縦覧	( )	四
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定に基づく公聴会の開催	(森林整備課)	五
解除予定保安林	( )	五
保安林の指定施業要件の変更	( )	五
公有水面埋立ての免許	(漁港課)	五
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(商工企画課)	六
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(道路整備課)	六

## 告 示

### 島根県告示第九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指 定 年 月 日
済生院クリニック	八束郡東出雲町揖屋八五〇一	平成十五年一月七日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町七七二番地二	平成十五年一月一日

### 島根県告示第九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

施術機関の名称	所在地	指 定 年 月 日
芳川鍼灸整骨院	浜田市浅井町八六一二〇 ステーションプラザ一番街	平成十五年一月十日

島根県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
濟生院クリニック	八束郡東出雲町揖屋八四九	平成十四年十一月三十日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町七七二番地二	平成十四年十二月三十一日

島根県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
田井診療所	飯石郡吉田村深野 七一―二	飯石郡吉田村深野 六一―四	平成十五年一月六日

島根県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土

地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡宍道町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

曾田 邦雄 八束郡宍道町大字西来待一九一六番地

福山 良雄 八束郡宍道町大字上来待三〇九三番地二

伊藤聰一郎 八束郡宍道町大字宍道九二七番地

高木美喜夫 八束郡宍道町宍道一〇九一番地四

福島 定義 八束郡宍道町大字白石二六三一番地

飯塚 栄 八束郡宍道町大字白石一五四五番地

家原 浩吉 八束郡宍道町大字佐々布一〇七七番地三

渡部 芳夫 八束郡宍道町大字佐々布五六八番地

高木 隆夫 八束郡宍道町大字上来待八九二番地

小谷 昌純 八束郡宍道町大字東来待一九五八番地

伊藤 順朗 八束郡宍道町大字西来待一六七番地

宍道 敏枝 八束郡宍道町大字上来待二〇八番地九

監事

高木 一成 八束郡宍道町大字上来待一六三番地

本常 壽男 八束郡宍道町大字佐々布二四一〇番地

犬山 信雄 八束郡宍道町大字東来待二二〇番地

二 就任年月日

平成十五年一月一日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

曾田 邦雄 八束郡宍道町大字西来待一九一六番地

福山 良雄 八束郡宍道町大字上来待三〇九三番地二

伊藤聰一郎 八束郡宍道町大字宍道九二七番地

高木 隆夫 八束郡宍道町大字上来待八九二番地

川島 光雅 八束郡宍道町大字昭和一二〇番地

佐藤 孫一 八束郡宍道町大字昭和一四七一番地

小豆澤幸吉 八束郡宍道町大字白石二〇五番地

高木壽美夫 八束郡宍道町大字白石二二四四番地四

川島 勝典 八束郡宍道町大字佐々布一六六七番地

持田 進 八束郡宍道町大字伊志見一九二番地

土江 勉 八束郡宍道町大字東来待二三四番地

糸川 正 八束郡宍道町大字西来待四六六番地一

高木 一成 八束郡宍道町大字上来待一六三番地

犬山 信雄 八束郡宍道町大字東来待一二一〇番地

永瀬 修一 八束郡宍道町大字佐々布九四番地四

島根県告示第百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

美濃郡美都町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 克典 美濃郡美都町大字仙道一〇六番地

齊藤 光俊 美濃郡美都町大字仙道一五一四番地

澄川 八紘 美濃郡美都町大字三谷一二二七番地

長田 佳夫 美濃郡美都町大字小原五九番地五

田中 宜 美濃郡美都町大字笹倉一〇八五番地

寺戸 和憲 美濃郡美都町大字三谷三三番地

山田 祥二 美濃郡美都町大字都茂一一五九番地一三

海老谷経介 美濃郡美都町大字山本一二九九番地二

河野 末市 美濃郡美都町大字山本一三三四六番地

小澄 勇 美濃郡美都町大字山本一二一七番地三

彌重 佐一 美濃郡美都町大字丸茂一七三九番地

河上 勇 美濃郡美都町大字久原一九一〇番地

洗川 義雄 美濃郡美都町大字津川口三〇八番地

広永 浩二 美濃郡美都町大字津川口六三六番地一

土佐 則幸 美濃郡美都町大字津川口三二〇番地一〇

田中 晃 美濃郡美都町大字仙道七七三番地

山根 守男 美濃郡美都町大字山本一三一八番地

河野 二美 美濃郡美都町大字津川口四〇七番地一

二 就任年月日  
平成十四年十二月二十二日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

寺井 恭祐 美濃郡美都町大字仙道二五一番地

田中 克典 美濃郡美都町大字仙道一〇六番地

三浦 洋 美濃郡美都町大字仙道四九二番地三

澄川 八紘 美濃郡美都町大字三谷一二一七番地

長田 佳夫 美濃郡美都町大字小原五九番地五

田中 宜 美濃郡美都町大字笹倉一〇八五番地

山田 祥二 美濃郡美都町大字都茂一一五九番地一三

小澄 勇 美濃郡美都町大字山本一二一七番地三

河野 末市 美濃郡美都町大字山本一三三四六番地

織田 一夫 美濃郡美都町大字丸茂一〇二五番地

河上 勇 美濃郡美都町大字久原一九一番地

寺戸 和憲 美濃郡美都町大字三谷三二番地

岡 政夫 美濃郡美都町大字津川口六六六番地一

佐々田速起 美濃郡美都町大字津川ハ六七番地

土佐 則幸 美濃郡美都町大字津川口三二〇番地一〇

監事

田中 晃 美濃郡美都町大字仙道七七三番地

山根 守男 美濃郡美都町大字山本イ三一八番地

広永 浩二 美濃郡美都町大字津川口六三六番地一

島根県告示第四百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に伴う頓原上地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する  
同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に  
対して異議申立てをすることができる。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年二月七日から二十一日間

三 縦覧の場所

頓原町役場

島根県告示第五百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、

県営土地改良事業に伴う直江地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する  
同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に  
対して異議申立てをすることができる。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年二月七日から二十一日間

三 縦覧の場所

斐川町役場

島根県告示第六六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定に基づき、  
次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用す  
る同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次  
のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名	斐川町	事業名	若宮地区用排水施設事業 (ため池等整備事業)	縦覧に供する 書類の名称	土地改良事業 計画書の写し	縦覧の期間	告示の日から 二十一日間	縦覧の 場所	斐川町役 場
-------	-----	-----	---------------------------	-----------------	------------------	-------	-----------------	-----------	-----------

島根県告示第七七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ第三項及び第一条ノ六第二項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和四十九年島根県規則第九十三号）第十九条の規定により告示する。  
平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
三月六日	一三時三〇分〜	松江市殿町三六九 サンラポーむらくも	一 特定鳥獣保護管理計画の策定について 二 特定鳥獣保護管理計画に基づく狩猟の制限について

島根県告示第八八号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。  
平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
簸川郡佐田町大字大呂字新四郎一九四五の五
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

島根県告示第九九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第

六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
能義郡伯太町大字峠之内七八六の二二
- 二 指定の目的  
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐して伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二）「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第一百十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。  
平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 免許年月日  
平成十五年一月二十九日

二 免許受入  
松江市殿町一番地

三 埋立区域及び埋立てに関する工事施行区域

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

1 埋立区域

(一) 位置

隠岐郡都万村大字津戸字午立一一三五番地一から同村同大字赤崎九〇六番地一に至る地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分の日の満潮位(DL+〇・四二〇m)における公有水面と陸地との境界線及び、①の点から④の点に至る国土調査時の陸海の境界線により囲まれた区域。

①の地点 隠岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャ

グリ隠岐シャグリ灯標(北緯三六度〇九分四二秒、東経一三三度一四分三六秒)」から一八度四八分一秒に一、四五四・〇三mの地点

②の地点 ①の地点から二五九度四三分二〇秒に〇・九一mの地点

③の地点 ②の地点から二六四度〇八分四五秒に六三・一三mの地点

④の地点 ③の地点から二六七度五〇分〇八秒に四・七六mの地点

(三) 面積

一、九三〇・九七m<sup>2</sup>

2 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

隠岐郡都万村大字津戸字午立一一三五番地一から同村同大字赤崎九〇六番地一に至る間の土地の地内、並びに同地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点 隠岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャ

グリ隠岐シャグリ灯標(北緯三六度〇九分四二秒、東経一三三度一四分三六秒)」から一四度二一分四七秒、一、四四〇・五七mの地点

②の地点 ①の地点から四九度五二分一〇秒に一〇三・四七mの地点

③の地点 ②の地点から一三六度四四分〇六秒に四〇・五〇mの地点

④の地点 ③の地点から一五三度二六分三八秒に二二・六三mの地点

⑤の地点 ④の地点から一六一度三一分三七秒に四一・〇八mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二〇七度二七分四二秒に二九・八一mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二六四度〇八分四五秒に六五・三八mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二二度〇二分二四秒に三一・五八mの地点

(三) 面積

九、六八八・七八m<sup>2</sup>

四 埋立地の用地

漁港施設用地

島根県告示第百一十一号

平成十四年島根県告示第百五十三号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。  
平成十五年二月七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー(松江サテイ) 島根県松江市東朝日町一五一番地

二 意見の概要

1 警備体制の充実等により、暴走族対策及び青少年の健全育成に配慮すること。

2 夜間における騒音の抑制に努めること。

三 縦覧場所

松江市商工課(松江市末次町八六番地)

四 縦覧期間

公告の日から一月間

島根県告示第百二十二号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定に基づ

き基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項の規定に基づき告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
町道 都加賀民谷線	飯石郡頓原町大字都加賀三二五番地先から同大字九二番一地先まで	拡 幅	平成十四年十二月十一日
"	飯石郡吉田村大字民谷九八七番七地先から同大字九六〇番一地先まで	"	"

毎週火・金曜日発行

平成十五年二月七日印刷  
平成十五年二月七日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市学殿町南  
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)